

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

日中交流史研究会

兼子 恵順 古泉 圓順 須原 祥一 田島 智子
戸田 文明 宮本 正章 桃尾 幸順 矢野野隆男

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月9日受理)

本稿は、『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(上)、『四天王寺国際仏教大学紀要』四十三号、二〇〇六年十二月)の続篇である。解説、凡例、各執筆者の担当部分は一覧を閲覧いただきたい。

上篇は、割注「大連物部尾興焼毀仏寺」の部分を除くほぼ全文が、多少の表記に異同が有るものの、村瀬之熙『秋苑日渉』(以下『秋苑』)巻一「五民」からの引用であった。下編も、「外史氏曰」以下の評論部分を除いた本論において、『秋苑』「五民」からの引用が半分以上を占める。『秋苑』からの引用は次の三箇所である。

「王公貴戚多歸之」(三頁下段10行目)「四頁上段19行目」
「仏寺在東京」【割注】続文献通考「(一四頁上段20行目)一四頁下段6行目」(ただし徳川斉昭防海疏に拠る各宗派の寺院数は除く。注40参照。)
「山伏蓋出地最多」(一四頁下段22行目)「一五頁上段21行目」
上記『秋苑』引用箇所における『秋苑』原文との異同については、該当箇所に注記した。

惟みるに日本最も神道を重んず。而れども最澄・空海則ち「日本の某神即ち某仏菩薩の化身なり」と謂い、仏を神に推し、復た神を仏より援く。是に於いて日本の神の仏ならざるは無し。

釈氏務めて俗累を絶つ。而れども親鸞則ち謂う、「必ずしも俗を離れず、必ずしも出家せず、但た妻子を蓄え、葷酒を茹わしむれど、此の心清浄なれば即ち仏徒為り」と。是に於いて日本の民半ばは僧為り。

源空の浄土は専ら仏号を宣ぶるを以て事と為す。日蓮の法華は専ら『法華経』の題目を唱うるを以て宗と為す。皆謂う、「口に念仏せば即ち心に奉仏し、心に奉仏せば、仏必ず其の法力を以て鑑臨して之を護庇せん」と。其の説は皆卑邇の易行なるが故に信徒愈いよ衆し。是に於いて日本の国は化して仏国と為れり。

王侯貴戚の帰仏は姑く論ぜず。僧人にして官銜有る者は、各おの其の法に法りて其の職を職る。民間の啗羊鳥鼠の徒、飽食煖衣を規り取る者は、都会の間に動れば万を以て数う。蓋し中世已降、度牒の制無ければなり。

【割注】度牒は養老四年に始まる。今に之を度縁と謂う。其の廢ること何時よりかは詳らかならず。今京師東福寺に正和二年の度牒有り、駿河久能寺に承久元年の度牒有り。

是を以て鬪茸の民は、三塗に貪婪し、四恩を屑越すれども、颯然として仏氏の徒と称する者は往往にして之有り。所謂「釈氏の糟糠、法王の社鼠にして、内戒の容れざる所、国典の共に棄つる所」な

り。

禅家の支流に虚無僧なる者有り。普化を以て祖と為す。

【割注】『五灯会元』に曰く、「鎮州の普化和尚は何許の人が知らず。盤山に師事して真訣を密受す。而れども佯狂して言を出すに度無し。盤山の辞世に暨ひて乃ち北地に於いて化を行す。或いは城市にて、或いは塚間にて一鐸を振りて曰く、「明頭に來たれば明頭に打し、暗頭に來たれば暗頭に打し、四方八面に來たれば旋風打し、虚空に來たれば連架打す」と。唐の咸通の初めに將に示滅せんとす。乃ち市に入りて人に謂いて曰く、「我に一個の直裰を乞ふ」と。人或いは被襖を与え、或いは布裘を乞ふとも、皆受けず。臨濟人をして一棺を送り与えしむ。便ち之を受け、乃ち衆に辞して自ら棺を撃げ、北門の外に出て鐸を振り棺に入りて逝けり。郡人棺を掲きて之を視るに、已に見えず。惟だ聞こゆるのみ、空中の鐸声漸く遠ざかるを」と。

身に僧衣を著けず、頸に袈裟及び方便囊を掛け、深き檐の鬮の笠を戴き、尺八の笛を吹き、市門に登り化米す。其の徒頗る蕃なり。関西にては京師の妙安寺に隸い、関東にては江戸の一月寺に隸う。然るに誦経せず、戒行せず、翦落せず。故に無頼の徒は多く之に歸す。

仏寺の西京に在る者は、五百三十九区。海内の寺宇を統ぶれば、神宗は一万九千三百八、密宗は一万一千一百、一遍教は六万七千一百、源空教は十四万二千、融通派は一千五百、一向派（の内）、本願寺門徒は四万五千、東本願寺門徒は八万八千三百九十四、専修の門徒は七千五百二十、日蓮教は八万三千二十、合して共に四十六万四千九百四十二寺。仏国と謂うべし。

【割注】此の寺の数、万延元年、徳川斉昭、上る所の『防海疏』

に拠る。維新以来、頗る減損有り。考うるに、北魏は一万三千寺。唐の武宗即位して、浮屠の法を廢し、寺を毀つもの四千百、招提・蘭若は四万。而して宋の景德中、天下に二万五千寺、元祐には三万九千寺と、孔平仲の『談苑』に見ゆ。元の至元二十八年に、天下の寺宇は、四万二千三百一十八区と、『続文献通考』に見ゆ。然るに尚お日本の十分の一にも及ばざるなり。

僧徒の盛時は、上は公侯より、下は庶民に至るまで、寺塔を建てざれば、人数に列せず。堂宇の崇きこと、佛像の大なること、工巧の妙なること、莊嚴の奇なること、鬼斧・神工の如き有り。又七道諸国に令して寺を建てしむるに、各おの其の国の正税を用う。是に於いて拳国の費えは、十分に五。一寺の度僧は、歳に三四百人。拳国の民は、禿首、其の半ばを過ぐ。多く家に妻子を蓄え、口に腥膻を啖う。甚だしきは群聚して盗みを為し、竊かに錢貨を鑄し、党徒もて相攻め、敢て閉白の第を劫めとり、太政大臣の家に入りては財物及び莊園を掠め、且つ徒党を率いて山陵を發ぎ、宮殿に入りて神輿を劫めとるに至る。後宇多帝の時、闇を毀ち、簾を截り、行事障子を破り、帝乃ち腰輿に御して、内大臣の私第に逃げ匿るに至る。暴乱淫縱なること、天下に未だ有らざる所なり。維新の後、仏教較衰え、僧徒の田産も、多くは没して官に入る。明治六年下令して、僧徒に均しく、肉を食し妻を娶ることを許す。

山伏は蓋し真言家に出づ。乃ち在家の奉仏者なり。其の祖は役小角、大和葛城荊原の人なり。或いは役行者、役優婆塞と稱す。

【割注】『翻訳名義集』に曰く、「優婆塞とは、肇曰く、義して信士男と名づく」と。『浄名疏』に曰く、「此れ清浄土と云い、また善宿男と云う、家に在居すると雖も五戒を持ち、男女同宿せず、故に善宿と云う」と。

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

壮にして葛城山⁵⁷に入る。巖穴に居ること三十年、蘿^たを結びて衣と爲し、果を拾ひて食と爲し、能く禁呪⁵⁸を持して鬼神を役使す。凡そ国中の名山大嶽、足迹すること殆ど遍し。外従五位下韓国連⁵⁹足、嘗て之に師事す。後に其の能を書んとして、之を認奏⁶⁰す。朝、吏を遣はして之を収めんとす。小角、空に騰りて去るに、乃ち其の母を繋ぐ。小角、己むを得ずして囚に就き、伊豆の嶋に配さる。

【割注】『続日本紀』文武帝の三年五月なり。
居ること三歳にして放還され、後に母を奉りて海に入るとしか云う。

【割注】『元亨釈書』及び『扶桑隱逸伝』に見ゆ。
今諸山多く之を祠るに、金峯山の香火、最も熾なり。其の教を奉ずる者は山伏と曰い、或いは修験と曰う。寸ばかりの小冠を額上に冠り、

【割注】俗に之を斗巾と謂う。

被髪にて戒刀を跨し、鐸を振り、螺を鳴らす。春秋ごとに金峰山に入り修法し、持戒すること極めて厳なり。其の法は真言を本とすれども、其の説は猶お道家のごとし。小説に謂う所の解魔法師の類なるのみ。其の官は全く僧家に同じく、皆聖護・三宝の二府に隸す。また一つの等有り。肆市に在りて、路に臨みて店を設け、巫覡・卜筮・風鑑・相形・折字の術を挟み、禳災・解魔を以て錢財を賺す者、都会の地に最も多し。

外史氏曰く、昔、韓昌黎(憲宗皇帝が宮中に)「仏骨を迎えしを諫むるを以て潮州に貶せらる。其の時、関の東西には則ち丹靄然・圭峯密有り、河北には則ち趙州・臨濟玄有り、江表には則ち百丈海・瀉山祐・葉山儼有り、嶺外には則ち靈山巖有り。その師友、幾ど天下に徧く、皆超世の才・絶人の功力を以て後起を津梁し、以て菩提達摩の伝に合つ。公(韓愈)の仏を闢くるに当りては、

仏を為むること極めて盛んなる時なり。故に極めて其の難を為す。然れども公の仏を闢くるより、人人に公が仏を闢くるの説の胸中に拠る有り。所謂「功は禹の下に在らざる者」此なり。是の説や、余之を陽湖の惲子居に聞くと云う。

余考うるに、日本の僧、其の倡えて宗教(各宗派の教え)を為す者は尤も俊傑多し。日本、神を以て国を建つれば、神を排して法を説くは勢いの行われざる所なり。是に於いて最澄・空海、仏を神に推し、神を仏より援ぎ、仏を以て体と爲し、神を以て用と爲し、体用一源に帰す。斯の説一たび行われて神仏を混糅し、拳国の神仏たらざるは無し。

「食色は性なり。」人の性を払うも亦た勢いの行われ難き所なり。是に於いて親鸞、俗を離れず家を出でず、妻子を蓄え、筆酒を茹らい、謂えらく「煩惱なる者は骸にして清浄なる者は心なり。仏を学ぶは心に在り、迹に在らず」と。斯の説一たび行われて道俗別無く、拳国の民僧たらざるは無し。

夫れ源空の浄土、日蓮の法華の若きは、第だ口を以て仏号を唱つるのみにして、即ち仏徒と爲す。愈いよ卑にして愈いよ簡、愈いよ浅にして愈いよ近、愈いよ修め易くして愈いよ人を溺れしむ。日本の道に於けるや、既に周公・孔子の倡えて之を前に明かにすること無く、又昌黎の力めて之を後に闢くること無し。彼の僧徒なる者は其の説を鼓し以て群倫を煽動す。其の日本を化して仏国と爲すも亦た怪しむに足る無し。

宋人の仏を闢くるや精、昌黎の仏を闢くるや粗。然れども僧徒宋人を畏れずして昌黎を恨むは、則ち昌黎の「其の廬を焚き其の書を火け」との説行わるるを以て仏教、自ら絶ゆればなり。中国の仏を説くや精、日本の仏を説くや粗。然れども中国の仏教の、日本の盛んなるに如かざるは、則ち親鸞の「俗を離れず家を出でず」の説行

わるるを以て人人以て自ら便なるを得ればなり。

夫れ天堂地獄の説、因果報応の談、愚夫愚婦の惑い易き所、天下に愚夫愚婦多くして賢士大夫少なし。愚夫愚婦の敬信する所を知り、其の機を迎えて之を導き、其の情に順いて之を誘い、其の利便に因りて之を徇へ、而して吾が説自ら之に行はれざるは無し。數僧は其の宗指同じからざれども、其の国俗に因り人情に順い以て教えを施すは、則ち同じからざるは無し。聰穎架點の士と謂わざるべけんや。

近日 耶蘇教の盛んなる五洲にあまね徧し。其の所謂「人を待つこと己の如くせよ」は、吾が儒の道に於いて彌いよ理に近くして彌いよ真を乱る者なり。然れども其の教えの中国に行われ、智を竭し力を尽せども僅かに能く愚夫愚婦を誘うのみにして士大夫を惑わすこと能わず。蓋し其の教えは祖先を祀り神祇を奉ずるを以て大禁と為すも、中国の聖帝明王 四千余年 世世相伝つるの礼あるを以て、一旦己を廢して之に従わんと欲するは、勢いの固より万万能わざる所有るが故なり。嗟夫 彼の国勢の強き、教徒の盛んなる、寺宇の莊嚴なる、布施の広大なるを以て、其の財力 以て至らざる所無かるべし。塵かに此の祖先を祀り神祇を奉ずるの習いに頼りて互相に擔柱して之を柅めて行はれざらしむるを得たり。謂えらく厚幸に非ずや。苟くも彼の教えの徒をして最澄・空海・親鸞有らしめば、其の人は吾が俗に従い以て彼の教えを行い、吾 未だ其の底止する所を知らざるなり。

仏教 祇教を詆りて魔と為し、祇教も亦た仏教を以て陋と為し、凡そ仏教の偶像を崇め神通を逞しくするより殺を戒め出家するに至るまで祇道と相扞格し相水火せざる者無しと雖然も、而れども今の印度の祇道を信する者は十の五に居る。是れ耶蘇の一教竟に仏の国に居りて仏の俗を變じ、而して奪いて之を有つこと難からず。

念い此に及べば、之が為に惴惴として危惧するを禁ぜざるなり。

1 注

日本の神は、仏・菩薩（本地）が衆生救済のために仮の姿を以て世に現れたもの（垂迹）とする本地垂迹説をいう。例えば、伊勢神宮の本地は大日如来、熊野権現の本地は阿彌陀如来とする。奈良時代の護法善神や神身離脱などの神仏混淆の段階を経て、平安前期に形成された。中期以降には神社別に本地を特定するようになり、伊勢・熊野・春日・日吉・北野・祇園など主要神社の本地が定められ、本地仏・菩薩を奉る本地堂が建立された。鎌倉時代には、平安時代の神仏習合説を承けて密教に基づく両部神道が形成され、空海などの所説として理論書が述作されたが、一方、伊勢外宮神官の度会家行は、仏教の理論を援用して独自の神道理論を形成し、神仏関係を逆転させた反本地垂迹説（神本仏迹説）を唱えた。以後、日本の信仰史の展開に大きな影響を与えたが、明治初期の神仏分離・魔仏毀釈によって衰退した。

2

出典不詳。親鸞の『教行信証』化身土巻の後序に「非僧非俗」と見える。これは法然一門の死罪・流罪（建永の法難）に連坐して強制的に還俗させられた親鸞自身の立場を述懐したもので、俗権による専修念仏の禁庄に対する強い批判の意を含みもつものであるが、親鸞が「不僧不俗之形」とされる賀古の沙弥教信の行業を範としていたと見られることや、親鸞の自覚的な結婚への決断・肉食の関心などと併せて、因襲的な僧儀への積極的訣別の意志を表示したものとする解釈（家永三郎）もある。『日本国志』の文は、「この「非僧非俗」を、「半僧半俗」と理解したものであろうか。あるいはまた、黄遵憲自身の見聞に基づく解釈でもあろうか。

3

「仏号」は仏の名号・尊号。ここでは、「南無阿彌陀仏」の六字の名号を口に称えることで称名念仏をいう。

4

「卑邇」は、卑近、ありふれた。「易行」は、容易な行法。ここでは称名念仏と唱題をいう。

5

『執苑』には、「王公貴戚」の上に、「今者」の二字有り。

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

- 6 『秋苑』には「僧人」の上に「以下」の二字有り。
- 7 『秋苑』には「民間」の上に「唯在」の二字有り。「啞羊」は至愚の人の喩え。戒は破らないが、鈍根至愚で勇猛精進の力のない僧をいう。「鳥鼠」は蝙蝠の異名で、破戒の僧の喩え。
- 8 『秋苑』は「煖衣」の下に「苟安」の二字有り。
- 9 度牒は得度の牒(簡札・文書)の意で、度縁ともいう。出家得度の証として、官府より僧尼の身分証明書(公驗)を交付する制度。律令制下では、例えば弘仁四年(八一三)二月、僧の度縁には太政官、尼の度縁には所司の印、受戒の年月注記には治部省印を押し、死去・還俗の者は速やかに度縁・戒牒(受戒の証明書)を治部省に返納すべきことを令している。また『延喜式』第二十一玄蕃寮の条にも「凡年分度者……其心度者。正月齋会畢日令度。畢治部省先責手実。申官与民部共勸籍。即造度縁一通。省寮僧綱共署。向太政官請印。即授其身。其別勸度者勸籍度縁亦宜准此。但沙弥尼度縁者用省印」と見えるが、鎌倉時代以降は私度(官許を得ずに得度して僧尼になること)も次第に盛んとなり、同時に禅僧など宋・元からの来朝僧も多くなって、度縁交付の制は弛廃するところとなった。文詞は「秋苑」に依拠するが、「中世已降無度牒之制」とは、そのような状況を述べたものである。
- 10 『続日本紀』巻第八、養老四年(七二〇)正月四日条に「始授僧尼公驗」と見え、また同八月三日条に「詔。治部省奏。授公驗僧尼多有濫吹。唯成字業者一十五人。宜授公驗。自余停之」と見える。
- 11 『日本国志』原文は「令」を「今」に作る。「秋苑」に従い「令」に改める。
- 12 「度牒が廃れた」とあるが、現在も出家得度の証明として度牒は用いられ、また「度縁」と言い換えられている訳でもない。
- 13 静岡市根古屋の久能山頂にあつた寺で、補陀落山と号した。推古天皇の時、秦河勝の二男尊良の子久能が古杉樹より閻浮檀金の千手観音像を得て一堂を建立し、のち聖武天皇の時、行基が楠の千手観音像七軀を造顕したと伝えられる。駿河国葦科郡に生まれた円爾弁円東福寺開山、聖一国師は、建永元年(一一二〇六)久能山の禿弁の室に入つて出家し、天台教学を学んだという。戦国時代の永禄十二年(一五六九)、
- 14 武田信玄が山上に城塞を築くに当たり、寺は不二見村(現、清水市)に移された。明治初期には廃仏毀釈により荒廃したが、同十六年、山岡鉄舟が復興して鉄舟寺と改称し、臨濟宗の寺となつて現在に至る。
- 15 『日本国志』原文は「闍葺」に作る。今「秋苑」に抛り「闍葺」に改める。
- 16 「三途」とも書く。悪業をなした者が死後に趣くという地獄・餓鬼・畜生の世界。三悪趣、三惡道。
- 17 衆生がこの世で受ける四種の恩をいう。『正法念処經』(『大正藏經』七二一、一七卷)第六一に母・父・如來・説法の法師の四恩、『大乗本生心地觀經』(『大正藏經』一五九、三卷)第二に父母・國王・衆生・三宝の四恩を説く。
- 18 「釈氏」以下の文は、唐道宣(五九六〜六六七)撰『弘明集』(『大正藏經』二一〇三、五二卷)第二に「釈氏之糟糠。法門之社鼠。内戒所不容。王典所宜棄矣」と見える。「糟糠」は貧者の粗末な食物の意で、僧の持つべき知識・徳行が著しく欠ける者。「法王」は仏法の王としての釈尊。「社鼠」は神殿に巣くう鼠の意で、仏法を食い物にする僧尼の非行を言い、仏教の教団内部に巣くう小盗的悪人の喩え。「内戒」は仏制の戒(戒律)。「国典」は国家の法典(国法)の意。
- 19 「薦(菰)僧」「普化僧」ともい、唐代の普化禪師を開祖とする臨濟宗の一派で、普化宗の僧をいう。尺八を吹き喜捨を請いつつ諸国を行脚修行した有鬚の僧。江戸時代、罪を犯した武士が普化宗の僧となれば、刑をまぬがれ保護された。多く小袖に袈裟を掛け、深編笠をかぶり刀を帯した。「秋苑」に「こもそう」と振り仮名有り。
- 20 普化(生没年・出自不詳)。唐代末期の禪僧で、普化宗の開祖。街市に鈴を振つて遊行し、衆生を教化した。『宋高僧伝』第二十、『景德伝灯録』第十等に出る。
- 21 南宋大川普濟の撰。二十卷。禪門仏祖列伝の集大成の書で、過去七仏及び西天・東土の祖師以下、青原行思下十六世、南岳懷讓下十七世までの禪宗五家の伝灯法系を録する。『伝灯録』、『広灯録』、『続灯録』、『聯灯会要』、『普灯録』の五灯を会したものとされる。『正統藏經』第二編乙第十一套所収。

- 21 唐代の州名。河北省正定県。
22 盤山宝積禪師。馬祖道一の門人。
23 『五灯会元』所収普化伝以下、『五灯』は「矜狂」に作る。本書及び『秋苑』ともに「佯狂」に作る。『秋苑』は『日本国志』に同じ。いつわって狂気をよそおうこと。また、その人。
24 『五灯』、『秋苑』は「順世」に作る。
25 内部に舌をつるした扁平な鐘形の鈴で、古く中国ではこれに柄をつけて、教令を発する時に手に持って鳴らした。木鐸（木舌の鐸）は文事に、金鐸（金舌の鐸）は武事に用いたという。
26 「明頭」以下は無為自然なる普化自身の悟りの境涯を述べたもの。「明頭来……」は、相手が明頭（差別）で来れば明頭で応対し、暗頭（平等）で来れば暗頭とするの意。「四方八面……」は、相手が様々な境涯で来れば、どのような境涯にもつむじ風のように素早く自由に応対するの意。「虚空来……」は、相手が無形・無相の境涯で来れば、続けざまの総否定（有無相対を超越した境地）で応対するの意。以上の解釈は秋月龍眠編『禅の語録10 臨濟録』（筑摩書房）に拠った。
27 『五灯』には「架打」の下に、「一日臨濟令僧促住曰總不恁麼来时如何……濟曰這賊。師曰賊賊便出去」の三百二十三字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
28 「直綴」とも書く。中国で改変した法衣の一。元々別であった偏衫（上衣）と裙子（下袴）を直に綴じたもので、腰部から下に襷がある。『五灯』、『秋苑』は「一箇直綴」に作る。
29 『五灯』は「披襖」に作る。『秋苑』は『日本国志』に同じ。「被」は、かぶる・はめる。「襖」は、上着・わたいれ。
30 布の裏側に皮を付けた衣服。裘は獣類の毛皮で作った服。
31 『五灯』には「不受」の下に「振鐸而去」の四字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
32 臨濟義玄（？一八六七）。唐の禪僧で、曹州（山東省）南華の人。諡号は慧照禪師。百丈懷海の法嗣黃檗希運に師事し、河北鎮州城（注21参照）東南の臨濟院に住して禪風を振るい、禅法の一系を大成した。その法系を臨濟宗といい、禅宗五家の中で最も盛んであった。臨濟の法語を弟子の三聖慧然が集録した『鎮州臨濟慧照禪師語録』（『臨濟録』）がある。
33 『五灯』には「一棺」の下に「師笑曰。臨濟廝兒饒舌」の九字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
34 『五灯』には「辞衆」の下に「曰。普化明日去東門死也……稍怠第四日」の六十四字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
35 『五灯』には「郡人」の下に「奔走出城」の四字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
36 『五灯』、『秋苑』は「唯」に作る。
37 『五灯』には「漸遠」の下に「莫測其由」の四字有り。『秋苑』は『日本国志』に同じ。
38 我が国普化宗の祖、心地覚心は、入宋の後、帰朝して紀州由良に興國寺を建て、普化庵を始める。覚心の宋より帯同した宋人、居士宝伏は、宇治に庵室を結んだ。宝伏と共に、尺八を奏して諸国行脚した金先（宝伏の弟子）は、下総小金にとどまり、金龍山一月寺を始める。覚心の徒弟寄竹了円は、宇治岡本村に吸江庵を始め、その弟子天外明普は、山城白川に虚雲山明暗寺（妙安寺）を建てて、門弟を教育した。
39 関東では、下総国小金、一月寺。慶長十九年、家康入府の時、「掟書十一箇条」、「虚無僧御条目二十ヶ条」を制定し、特権を与えた。関東の中心は、小金一月寺、青梅鈴法寺とさだめられた。「江戸」云々は、浅草広小路に虚無僧寺一月寺役所があった（『甲子夜話続篇』第三十七）それを指すものか。
40 『秋苑』には「仏寺之在西京」の上に「蓋」の字有り、「西京」を「京師」に作る。また、『秋苑』は、日本の寺院数について、「拳天下寺宇、未知其幾何」とするのみであるが、『日本国志』は「統海内寺宇」として徳川斉昭「防海疏」に拠る各宗派の寺院数を列挙し、日本の仏教国たることを強調する。
41 徳川斉昭（一八〇〇—一八六〇）。幕末の水戸藩主。藩主治紀の三男。はじめ紀教。号は景山。諡号烈公。藩主斉脩の継嗣をめぐる改革派と保守派の抗争を経て、藤田東湖らの改革派に擁立され藩主となる。天保改革で天保検地を実施し、軍制改革などに取り組む。弘化元年（一

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

- 八四四)改革への反発により、幕府から引退・謹慎を命ぜられる。ペリー来航後幕政参与となり、安政改革を行う。將軍継嗣問題では一橋派の大名と行を共にし、大老井伊直弼が徳川慶福を將軍継嗣に決定すると、江戸城への不時登城を行い、再度謹慎処分を受け、水戸に蟄居した。また、後期水戸学の立場から、神儒一致を唱え、藩内の仏教寺院を淘汰・統廃合した。天保の軍制改革においては、梵鐘などを徵発し、大砲鑄造の原料にあてた。斉昭の「防海疏」には「海防愚存」「海防書」「水府老公海防策十ヶ条」「水府公献策」などがある。このうち「海防愚存」はペリー、プーチャーチンの来航について、嘉永六年將軍家に差し上げられたものであって、万延元年のものではない。万延元年三月には桜田門外の変、同年八月に斉昭は死亡しているから、この上書を万延元年とするには無理があるのではないか。
- 42 「考北魏」から「見統文献通考」までは『秋苑』の引用。『魏書』巻一百一十四、「釈老志」世宗(四二四、四五二)の箇所に次のように見える。「篤好仏理、每年常於禁中、親講經論、広集名僧、標明義旨、…至延昌中(五二二、五二五)、天下州郡僧尼寺、積有一万三千七百二十七所、徒侶逾衆。」
- 43 武宗(八一四、八四六、在位八四〇、四六)唐の第十五代皇帝。道術を貴び導師趙歸真らを重用し、八四五年秋には大規模な廃仏を断行している。
- 44 『旧唐書』卷十八上、「本紀」第十八上「武宗紀」に次のように見える。「其天下所拆寺四千六百余所、還俗僧尼二十六万五千人、收充兩稅戶、拆招提・蘭若四万余所、收膏腴上田数千頃、收奴婢為兩稅戶十五万人。」なお、招提(しょうだい)、梵語(梵語)caudesa(四方の意)は、寺院の異称。蘭若(蘭若)はあらんにや、梵語(梵語)aranya(寂靜処と訳す)の略で修行するに適した土地、転じて寺の異称。
- 45 孔平仲「談苑」卷二に「景德中(一〇〇四、一〇〇七)、天下二万五千寺、今三万九千寺」とある。『日本国志』原文は「秋苑」に倣って、「今」を「元祐(一〇八六、一〇九四)」に作るが、『宝顔叢書』所収本には刊記がなく、「今」の指す年次は定かでない。
- 46 『元史』卷十六 本紀第十六、「世祖紀」の至元(一二八一年、一二九一年)の条に次のように見える。「宣政院上天下寺宇四万二千三百一十八区、僧・尼二十一万三千一百四十八人。」
- 47 『統文献通考』卷十三、「戸口二」。「世祖時天下戸数」の見出しの下、一段落として以下のように見える。「中統二年(一二六一)天下戸数一百四十一万八千四百九十九。至元十二年(一二七五)天下戸、四百七十六万四千七十七、二十八年(一二九一)、戸部上、天下戸数、僧尼二十一万三千一百四十八人。」「日本国志」の記す寺院の数は、『統文献通考』には見えない。
- 48 三善清行の「意見封事十二箇条」(延喜十四年四月二十八日)の前書き部分に、財政窮乏の一因として仏教の隆盛を挙げ、「既而欽明天皇之代、仏法初伝本朝、推古天皇以後、此教盛行。上自群公卿士、下至諸國黎民、無不建寺塔者、不列人数。故傾尽資産、興造浮圖。競捨田園、以為仏地、多買良人、以為寺奴。降及天平、弥以尊重、遂傾田園、多建大寺。其堂宇之崇、仏像之大、工功之妙、莊嚴之奇、有如鬼神之製、似非人力之為。又令七道諸國建二分二寺。造作之費、各用其国正税。於是天下之費、十分而五。」と論じている。また、十一条(一)、請禁諸國僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事)では、「右臣伏見去延喜元年官符、已禁下權貴之規、錮山川、勢家之侵養田地上。芟州郡之枳棘、除兆庶之螻蟻。吏治易施、民屈得安。但猶凶暴邪惡者、惡僧与宿衛也。伏以、諸寺年分、及臨時得度者、一年之内、或及二三百人也。就中半分以上、皆是邪濫之輩也。又諸國百姓、逃課役、通租調者、私自落髮、猥着法服、如此之輩、積年漸多。天下人民、三分之一、皆是秃首者也。此皆家畜妻子、口啖腥膻。形似沙門、心如屠兒。況其尤甚者、聚為群盜、竊鑄錢貨。不畏天刑、不顧仏律。若國司依法勸糾、則霧合雲集、競為暴逆。前年攻圍安藝守藤原時善、劫略紀伊守橘公廉者、皆是濫惡之僧、為其魁帥也。縱使官符遲發、朝便緩行者、時善・公廉、皆為魚肉也。若無禁懲之制、恐乖防衛之方。伏望、諸僧徒有凶濫者、登時追捕、令返進度緣戒牒、即着俗服、返附本役。又私度沙弥、為其凶党者、即着鉗鈇、驅役其身。」と述べている。また、『日本国志』の種本の一つと見られる青山延光「国史紀事本末」

49

(巻之二十六)も、多少の異同はあるものの、『本朝文粹』より同箇所を引用している。『日本国志』と『国史紀事本末』の関係は、王宝平、黄遵憲『日本国志』源流考、『国史紀事本末』との関連をめぐって、『清代中日学術交流の研究』汲古書院、二〇〇五年)参照。

後宇多天皇(一二二七)一三二四)鎌倉後期の天皇。父は龜山天皇。母は京極院。文永十一年(一二七四)年即位するが、父龜山の院政が行われ、実権はなかった。(正安三年から徳治三年まで(一一三〇)一三〇八)文保二年から元亨元年まで(一一三二)一三二二)の間、二度にわたる院政を行い、徳治二年(一一三〇)出家した後は大覚寺に住した。真言密教に篤く帰依し、東寺の興隆に力を尽くした。二十一年政務を後醍醐に譲る。『日本国志』の「後宇多帝」逃げ匿る」までの内容は、『続史愚抄』巻六に次のように見える。「後宇多天皇中之下(弘安六年正月)。○六日辛酉。延暦寺僧徒依訴奉日吉神輿六基十禪師。八王子。客人祇園。京極寺。赤山等。入洛。横入万里小路皇后。大炊御門。高倉。冷泉。棄實一基于南殿上。一基于軒廊。二基于縫殿陣内。一基于左衛門陣外。剩僧徒俗人壞四脚門。濫入常御所臺盤所。取棄服御已下物。切破妻戸障子簾等。以鉾突破年中行事障子。取玄象。但教頼朝臣奪取云。狼藉古来未曾有。已刻。主上密自西御所駕御腰輿行幸新院御所。近衛殿。」

50

明治五年四月、太政官達。僧侶、肉食妻帯蓄髪を解き、法用の外、平服着用を許す。明治六年正月、同右。比丘尼の蓄髪、肉食、縁付、帰俗を勝手たらしむ。『日本国志』が僧徒に対する肉食娶妻の下令を明治六年とするのは、一年の齟齬がある。

51

以下、修験道に関する記事。山伏とは修験道の宗教的指導者のことで、「山臥」とも書く。修験道は、日本古来の山岳信仰に仏教や道教などが習合して成立した宗教体系で、厳しい山岳修行を通じ超自然的な能力(験力)の獲得を目標とする。開祖は奈良時代の山岳修行者役小角に擬せられている。先蹤となるのは僧侶らの山林修行で、法華経や密教の信仰や教義を取り込んで独自の教義や儀礼を作り上げた。鎌倉時代までに、修験者の集団が各地の霊山ことに成立した。彼らは、役小角のように出家しないまま全国の名山を遊行し修行を行なった。畿内では、

52

奈良県の大峯山(山上ヶ岳)以北の金峯山(吉野)と、以南の熊野、および役小角とゆかりの深い葛城が中心的道場とされた。室町時代頃までに、大和の諸寺が中心で金峯山を拠点的行場とした真言宗系の当山派と、熊野三山を統轄する天台宗(園城寺)系の本山派が形成された(注57・66参照)。「日本国志」の抛る「秋苑」の記述は、「真言家に」出づ」などと述べて熊野に関する記述が見えないように、前者に力点が置かれている。

以下、役小角の伝。本文中の以下の注に挙げられている『続日本紀』『元亨釈書』『扶桑隱逸伝』の該当記事(いずれも「秋苑」も引く)は以下の通りである。

『続日本紀』文武元年五月丁丑条

役小角流于伊豆島。初小角住於葛木山。以咒術稱。外從五位下韓國連広足師焉。後害其能。讓以妖惑。故配遠處。世相伝云。小角能役使鬼神。汲水採薪。若不用命。即以咒縛之。

『元亨釈書』卷十五方心(書誌は上篇注46参照)

役小角者。賀茂役公氏。今之高賀茂者也。和州葛木郡荊原村人。少敏悟博学。兼鄉仏乘。年三十二棄家入葛木山。居巖窟者三十余歲。藤葛為衣。松果充食。持孔雀明王咒。駕五色雲。優遊仙府。驅逐鬼神。以為使令。日域靈区。修歴殆徧。一日告山神曰。自葛木嶺。金峯山。其間危險。雖苦行者猶或艱。汝等架石橋通路。衆神受命。夜夜連崖石督營構。小角呵神曰。何不早成。對曰。葛城峰一言主神。其形甚醜。難晝役待夜出。以故遲耳。小角促一言主。一言主不肯。小角怒咒縛繫之深谷。一言主託宮人曰。我是管逆寇之神也。窃見役小角。潛窺國家。不急治殆乎危。宮人以聞。文武帝下勅召小角。小角騰空飛去。不得追捕。官吏設計略収其母。小角不得已自来就囚。便配豆州大島。居三年昼守禁而居。夜必登富士山行道。踏海而走猶行陸。其疾飛鳥不可及也。黎明歸島。大宝元年放廻。近京師凌虛飛去。小角嘗在摂州箕面山。山有瀧。小角夢。入瀧口謁龍樹大士。覺後構伽藍。自此号箕面寺為龍樹淨刹。世曰。小角自坐草座。載母於鉢。泛海入唐。

『扶桑隱逸伝』(書誌は注62参照)

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

- 小角者。役公氏。和州葛木郡茆原人。敬悟博覽。兼郷仏乘。壮年棄家人葛木山。棲止巖窟三十余歳。藤葛為衣。松果為食。又持密咒。役鬼神運新水。朝散大夫韓広足師焉。後害其能。讓以妖惑。文武帝下勅捕小角。小角騰空而去。官吏収其母。小角不得已。自来就囚。便配豆州大島。居三歳放廻。果小角厭我國。携母入唐。
- 文辞からも、『秋苑』が『扶桑隱逸伝』に多く拠っていることは明らかだが、「外従五位下韓国広足」や「凡国中名山大嶽足迹殆遍」等の記述については、直接『続日本紀』、『元亨釈書』を参照した可能性が高い(後者は『元亨釈書』の趣意文と解せる)。役小角の伝は、修験の各派や文学作品で多く著され、その過程で様々な物語が架上されたが、平安時代以前に成立したものとすれば、『日本霊異記』をはじめ『本朝神仙伝』(記事は都良香の「吉野山記」に依拠する)、『三玉絵詞』、『金峰山本縁起』、『扶桑略記』、『今昔物語集』などが挙げられる。多くは『続日本紀』と『日本霊異記』の記事を踏襲しており、一言主神にまつわる話(『元亨釈書』)は、『日本霊異記』にある。なお『続日本紀』の記事について、役小角を讒訴した人物は韓国広足だと解釈されてきたが、新古典文学大系本(岩波書店)の註釈は、韓国広足は弟子として紹介されているだけで讒訴した人物の名は記されていないという新たな解釈を提示している。『日本霊異記』、『本朝神仙伝』、『金峰山本縁起』、『元亨釈書』は讒訴者を一言主神としているが、『三玉絵詞』は本文で両方を記し、『扶桑略記』は『三玉絵詞』を援用しながら両説併記の形をとっている。
- 現在の奈良県御所市茅原ちほの、『元亨釈書』(国史大系本)は「ボウハラ」、「扶桑隱逸伝」と『秋苑』は「チハラ」とのルビを付している。「茆」と「茅」は通用するが、本来「茆」に「チ」の音はない。『日本霊異記』以下の諸伝の多くは「茅原」と表記する。『秋苑』は「大蘇」に作るが、『日本国志』は「大和」に改めている。
- 七巻。南宋の法雲撰。諸本に載る梵名を類聚し、注釈をほどこしたものの。本記事は巻一の七衆弟子篇第十二にある「優婆塞・優婆夷」から「優婆夷」の記事を抄出。
- 後禁の僧肇(三八四〜四一四?)。『維摩經』を学んで老荘から仏教に
- 転じ、鳩摩羅什に師事して訳経に従事した。『注維摩詰經』巻一に「優婆塞 肇曰。義名信士男也」とあり、本文はこれによるか。同書は僧肇の序文を掲げ僧肇撰とするが、鳩摩羅什や僧肇以外の羅什門下の注釈も載せてあり、後人の編と考えられる。
- 『維摩經』の注釈。『浄名經疏』ともいう。道液の『浄名疏』には「優婆塞 肇曰。義名信士。又曰。五戒為近事男。八戒為近住男。」とあるが、堪然の『維摩略疏』には「優婆塞優婆夷 此云清信士清信女。亦曰善宿男善宿女。雖在居家持五戒。男女不同宿故云善宿」とあり、こちらが近い。
- 古くは大坂府・奈良県・和歌山県との境をなす金剛山系の総称で、特に金剛山以北の呼称として用いられた。狭義の葛城山は、主峰の金剛山(一一二五トリス)を指したが、金剛山の呼称がもつぱらとなるにつれて、その北にある戒那山(九五九、一二トリス)が葛城山と呼ばれるようになり、現在定着している。皇室の守護神である高鴨神(阿遲鋤高日子根神)や一言主神ひとことぬしなどが同山の山神として知られているが、特に一言主神は、『古事記』や『日本書紀』に雄略天皇との邂逅の説話が録されており、古くから威力をもつ山神とされてきた。同山は、奈良時代から行基をはじめ僧侶の山林修行の場だったが、後に役小角ゆかりの地として修験道の聖地とされ、回峰の順路にしたがい山系の南西端から北端にかけて法華經二十八品に対応する二十八箇所の経塚が設けられた。平安時代に成立した『諸山縁起』には、二十八品を含め九五箇所の行場が記されている。なお二十八品にもとづく現在の葛城二十八宿は、嘉永二(一八四九)年に智航の著した『葛嶺雜記』による。金剛山頂の金剛山寺(転法輪寺)は、鎌倉期に長香によつて中興され十三坊を擁したが、明治時代の廃仏毀釈による廃寺を経て、第二次大戦後に再興された。
- 『秋苑』は「果」字を「菓」に、後文「迹」字を「跡」に作る。
- 『続日本紀』には外従五位下昇叙(天平三年正月)と典薬頭任官(同四年十月)の記事が見える。『藤氏家伝』の「武智麻呂伝(奈良時代後半成立)は、藤原四子の黄金時代のすぐれた政治家、学者、文化人を列挙した箇所ので、「呪禁、有余仁軍・韓国連広足等」と記す。また

- 『今集解』僧尼令卜相吉凶条に引用されている。古記(天平期成立)には、「持呪、謂経之呪也。道術符禁。謂道士之法也。今辛国連(=韓国連)行是。」ともある。呪禁は葉草等による医療行為も含むので、前記の任官記事とも符合する。これらの記事からも奈良時代当時から、仏教・道教系呪術の方面で、広足の名声の高かったことがうかがえる。なお、『続日本紀』や『新撰姓氏録』によれば、韓国連は、物部氏の一族が朝鮮半島に派遣されたことに因んで賜姓され成立した氏族で、『新撰姓氏録』でも「諸蕃(渡来系)ではなく物部氏と同じ「神別」に分類されている。
- 60 『秋苑』の「天皇」を『日本国志』は全て「帝」に改める。
- 61 『秋苑』には「居」字の下に「之」字有り。
- 62 三巻。日蓮宗僧の元政(日政)撰。寛文三年(一六六三年)序。奈良時代から室町時代までの隠者七十余人について、その行状を簡単に記す。同時代の役行者伝とくらべ仏教色の希薄なことが特徴である。
- 63 奈良県吉野町の吉野山から南の山上ヶ岳(一七一九^{メートル})、別名大峯山に連なる山々の総称。古くから山岳信仰の聖地で、奈良時代から僧侶の山林修行の記事が見える(『日本霊異記』)。九世紀後半に真言僧の聖宝による整備を経て、山上ヶ岳以南の熊野と並び、修験道の根本道場として繁栄した。役小角が感得したとされる蔵王権現(金剛蔵王権現)を祭る。十世紀初頭の宇多法皇の行幸からはじまり、貴族達の間でも金峰山参詣が流行した。山上ヶ岳山頂の経塚からは、藤原道長が埋納した経筒が発見され、現在、国宝に指定されている。
- 64 蔵王権現(金剛蔵王権現)は、在来の山の神に、執金剛神などの仏教の護法神や金剛杵の法力などが習合して平安中期までに成立した神格であり、忿怒相の明王形の姿をとる。熊野修験の全国への広がりとともに、その守護神として各地の霊山でも祭られるようになった。
- 65 一般に「頭襟」「頭巾」または「兜巾」と表記する。
- 66 『秋苑』は「極」字を「太」字に作る。
- 67 聖護院は現在の京都府左京区に所在する。園城寺僧の増誉は、寛治四年(一〇九〇)の白河上皇の熊野行幸の際に先達(先導役)をつとめ、上皇から熊野三山(本宮・新宮・那智)の検校に補されが、その際に
- 「聖体護持」の寺として同寺を賜ったという。天台宗の園城寺と熊野修験との関わりの中で、聖護院の門跡が次第に熊野三山検校を相承するようになった(本山派)。
- 一方、三宝院は現在の京都市伏見区に所在する醍醐寺の子院である。聖宝(注63参照)の創建した真言宗の醍醐寺は、醍醐天皇の御願寺として発展したが、その中で、白河上皇の帰依を受けた勝覚の開いた灌頂院が後に三宝院と改称し、歴代の院主が醍醐寺座主を務めたように、同寺の中核をなした。大和の有力寺院に属する修験者達は、鎌倉(室町期)に金峰山を中心的行場とする「当山正大先達衆」を形成していたが、本山派の隆盛に対抗するため、聖宝ゆかりの醍醐寺を本山に頂くようになった(当山派)。
- 後に江戸幕府は、彼らを三宝院門跡に統括させ、慶長十八年(一六一三)に修験道法度を制定し、本山派が当山派に対して行ってきた各地の行場への入山料の徴収を禁ずるなどして両派を同等に扱い、競合させる形で統制を加えた。なお、日光輪王寺門跡に羽黒山や彦山が属していたように、両派いずれにも属さない道場も存在していた。
- 68 『秋苑』は「肆市」を「市肆」に作る。
- 69 「巫覡」とは神と交信してお告げを告げる人。「卜筮」とは亀甲や筮竹などの道具を使った占い。「風鑑」「相形」とは人相を見ること。「拆字」とは文字を分解して吉凶を占うこと。
- 70 『秋苑』は「最多」を「最居多」に作る。
- 71 「外史」は「周礼」春官に見える、外交文書を司る職で、その職掌に諸国の記録管理が含まれる。参贊官(補佐官)であった黄遵憲は自らの職務を「外史」の職と重ね合わせ、多忙な公使に代わり日本の状況を記録し朝廷の諮問に答えることを自らの使命と考えた。
- 韓愈(七六八〜八二四)。字は退之。中唐期の政治家・文学者。「昌黎」は、その祖先の本貫の地名(遼寧省)。儒教宣揚の立場から道教・仏教を批判する彼の思想はその著「原道」(『昌黎先生集』巻十一)、「論仏骨表」(同巻三十九)等に見える。元和十四年(八一九)正月、憲宗が仏舍利を宮中に迎え入れた事に即して排仏を説いた上表文が、「論仏骨表」で、仏教崇拜が国運衰退を招くという政治的影響、また異国の教

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

- えを尊崇し、死者の遺骨を宮中に迎える非合理を、過激な文章で記す。これが憲宗の逆鱗に触れ、刑部侍郎の地位にあった韓愈は潮州(現在の広東省)刺史に貶謫されることになった。
- 72 函谷関の東(河南省など)と西(陝西省など)。
73 「丹霞」は河南省の丹霞山。「然」は唐の天然(七三九〜八二四)、謚を智通禪師と称す。馬祖道一、さらに石頭希遷に随従する。馬祖から天然の法号を受ける。後に丹霞山に住み、大いに教化を布いた。
74 「圭峯」は陝西省鄠陽郡の東南、紫閣峯の東にある山。「密」は唐の華嚴五祖の一人である宗密(七八〇〜八四二)。宗密は「原人論」で儒教・道教を批判し、仏教の中に二教を組み入れた。また教禪一致を唱えた。圭峯に葬られたので、「圭峯密」と記される。
75 「趙州」は現在の河北省。「諡」は唐の禪宗の僧(從諡)(七七八〜八九七)、謚を真際大師と称す。從諡は、南岳普願の弟子で、趙州の観音院に住し、百二十歳で寂滅。
76 『日本国志』原文は乾隆帝の諱「玄燁」を避けて、「臨濟元」とする。今「元」を「玄」に改める。「臨濟」は鎮州(現在の河北省)にあった臨濟院。「玄」は臨濟宗の開祖である義玄(？〜八六七)。
77 長江の南側(江西省・湖南省など)
78 「百丈」は江西奉新県の西にある山。「海」は百丈山に住んだ唐の禪僧懷海(七二〇〜八一四)。懷海は謚を大智禪師と称し、「百丈清規」を制定して禪院の諸法式を定めた。この清規によって禪宗は独立した生活規則を確立し、天下の禪院はこれに倣った。
79 「瀟山」は湖南省寧郷県の西方の山。「祐」は懷海(前注参照)の弟子で瀟山に住んだ禪僧靈祐(七七二〜八五三)。靈祐と弟子の仰山慧寂(八〇七〜八八三)は、唐の禪宗五家の一つ沩仰宗を立てた。
80 「葉山」は湖南省常德県の北の山。「儼」は惟儼(七四五〜八二八)、謚を弘道大師と称す。石頭希遷のもとで大悟し、その法統を嗣いだ。希遷に十三年間従った後、葉山に住んだ。
81 五嶺(江西省・湖南省とそれ以南とを分ける山脈。南嶺山脈)の南側(広東省・広西壮族自治区など)の地域。
82 「靈山」は広東省潮陽県の西にある山。「巖」は石頭希遷の法統を嗣いだ大巖。唐の元和中(八〇六〜八一五)靈山の開善寺に住んだ。
83 中国禪宗の開祖、Bodhi・dharma。伝記には諸説あるが、もと南インドの王子で、南朝に入り、北魏の洛陽で教化し、六世紀前半に没した。禪の実践を重んじ、仏典にとらわれない不立文字を唱えた。
84 もと韓愈が孟子を称えた言葉。韓愈は「与孟尚書書」(『昌黎先生集』巻十八)の中で、孟子が楊朱・墨翟ら異端に対抗してよく儒家の教えを守った功績を称えて「愈嘗推尊孟氏、以為功不在禹下者、為此也」と述べる。黄遵憲が、孟子を称えた韓愈の言葉を韓愈自身に用いるのは、それによって仏教を排撃し儒教を称揚した韓愈の功績が孟子同様に偉大であることを示す意図からである。
85 惲敬(一七五七〜一八一七)。字は子居、号は簡堂。陽湖(現在の江蘇省常州)の人。同県の張惠言(一七六一〜一八〇二)らと交わり、古文によって世に知られた。著に『大雲山房文稿』(四部叢刊初編所収)がある。「昔昌黎以諫迎仏骨、人人有公關仏之說拋於胸中」は、惲敬が嘉慶二十年(一八一五)に撰した「潮州韓文公廟碑文」(『大雲山房文稿』二集卷四所収)を一部表現を改めて摘録したもの。「所謂功不在禹下者此也」という記述は、「潮州韓文公廟碑文」に見えないが、惲敬は先王の道を仏教から守った韓愈の功績を孔子孟子と同質と称えている。その意を汲んで黄遵憲は、もと韓愈が孟子を称えた言葉「功不在禹下者」を韓愈に用いたのである。前注参照。
86 『孟子』告子篇上「告子曰、食色、性也」による。告子は孟子と同時期の思想家。孟子が性善説を唱えたのに対し、「生之謂性」などとして善不善以前の生物的本能を人の本性とした。「食色は性なり」もこのような告子の性説の表明である。
87 煩惱は、心身を苦しめ煩わす精神作用。根源的煩惱として三毒(三垢)貪(むさぼり)・瞋(いかり)・痴(おろかさ)が挙げられる。一方、清浄は、煩惱のけがれを離れて清らかで安らかなこと。
88 周公(生卒年未詳)、名は旦。周の文王の第四子。兄武王の周王朝建設を助け、武王死後は幼い成王を輔佐した。周の礼楽制度を制定し、孔子に理想の聖人と尊崇された。
89 孔子(前五五二〜前四七九)、名は丘、字は仲尼。春秋時代末期の思想

- 90 家で、儒家の祖。魯（山東省）に生まれ、周公の礼楽制度を理想とし、仁に基づく徳治を説いた。『論語』はその言行録。
- 91 宋は趙匡胤の創始した王朝（九六〇～一二七九）。異民族王朝である金の侵入による江南への遷都をはさんで北宋・南宋に分けられる。宋代には文治主義による官僚制度が整備されたが、官僚となる士大夫に相応しい人間形成が要請され、新たな儒学が勃興した。それを総称して宋学という。宋学においても排仏は主張されたが、それ以前の単なる排撃とは異なり、むしろそれを取り入れ儒教教学の深化、哲学的理論化を図って対抗することになった。
- 92 韓愈「原道」の「其の人を人にし、其の書を火にし、其の居を廬にし、先王の道を明らかにし（人其人、火其書、廬其居、明先王之道）」に基づく。「原道」は儒教官場の立場から道教・仏教を批判した論文。この部分は、僧侶を還俗させ、仏典を焼き、寺院を一般家屋にして、儒教を闡明するの意。『日本国志』原文「焚其廬、火其書」は、「原道」の表現と異なる。黄遵憲の記憶による記述であるためか。
- 93 『旧約』レビ記、『新約』マタイ・マルコ・ルカ各福音書に「主なる汝の神を愛せよ。また己の如く汝の隣を愛せよ」とある。
- 94 明朝末期、イエズス会の宣教師は、布教優先の立場から、中国伝統の孔子崇拜や祖先祭祀を是認し、中国の風習に順応して布教した。ところが遅れて布教を始めたドミニコ会やフランシスコ会は、イエズス会の布教方法を否認、両者間に紛争となった。康熙四十三年（一七〇四）、ローマ教皇がイエズス会を異端と判定したことに對し、康熙帝は激怒してドミニコ・フランシスコ両会派の布教を禁止し、イエズス会の布教のみを許した。雍正元年（一七二三）宮中の陰謀に関係した宣教師があり、キリスト教の布教は全面禁止となった。
- 95 現代語訳では「慈善活動の範囲は広く」としたが、信徒による資金提供が莫大であるの意と取ることも可能であるろう。
- 96 ソロアスター教（以下「祆教」）を指す。前七世紀に古代イランの預言者ゾロアスター（ザラツストラ）の始めた宗教。仏教に対しては、輪廻説、偶像崇拜（ただし仏教本来のものではない）、出家主義、禁欲主義を批判した。アケメネス朝（前五五〇～前三三〇）以後、ササン朝

- （二二四～六五一）がイスラム教徒に滅ぼされるまで、イラン人の精神生活を支配した。イランのイスラム化以後は、祆教徒の中国移住が増加した。唐の長安の西市周辺に多く居住したペルシア人は主として祆教徒であった。武宗の仏教弾圧時に祆教も一時的に弾圧を受けたが、その後は回復され、五代、宋代には都開封に寺院を持ち一定の勢力を有した。しかし、西夏建国（一〇三八）で祆教の本拠たる西方との交通が阻害され、また金が北宋を滅して後（一一二七）、金人に祆教が軽視されると、中国北方における祆教の勢力は衰退した。南宋では南洋貿易が盛んであったが、アラビア人が優勢で、インドに逃れた祆教徒（パールシー族）との交流は少なく、祆教は自然に消滅した。元明期にも祆教伝の記録は無く、アヘン戦争（一八四〇）前後によくよくボンベイ一帯の祆教徒（パールシー族）が広州と上海に祆教寺院を建立した。龔方震・晏可佳『祆教史』（上海社会科学院出版社、一九八八年）参照。
- 96 ササン朝ペルシアがイスラム教徒に滅ぼされると、イラン人は徐々にイスラムに改宗したが、ソロアスター教（以下「祆教」）の一部の信徒は九三六年にインド西岸に移住した。これがパールシー族の祖先である。パールシー族は西欧諸国の東洋進出を機に貿易に携わり、英国東インド会社がボンベイを貿易拠点とした十七世紀後半以降、多くがボンベイに移住した。十九世紀中葉以降、教団改革と生活向上に努めた結果、インドにおいて最も西歐化されるに至った。統計では一八八一年当時（黄遵憲の在日期间）、インドの人口は二億五千万人、インド居住のパールシー族は八五、三九七人、総人口の三千分の一に過ぎないが、ボンベイ居住のパールシー族は四八、五九七人で、インドのパールシー族の57%を占めた。『日本国志』は「印度の人口の半分を祆教徒が占める」というが、パールシー族の規模と合わない。ただ、黄遵憲がインドの祆教徒の勢力を過大視した可能性は次の点から推測できよう。ボンベイ居住のパールシー族の比率が高く、彼らのうち貿易従事者が多かった。中国の主要な貿易港であった広州には祆教寺院（一八五〇年には建立）が有り一定の勢力をもっていた。広東出身の黄遵憲は広州滞在のパールシー族の祆教信仰を見聞する機会が

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

あったと思われる。注95参照。或いは単に祇教とイスラム教とを混同したか。

〔現代語訳〕

思うに、日本においてはもともと神道が最も重んじられていた。しかし、最澄や空海は、「日本の何がしの神はなんとかという仏菩薩の化身である」と主張して、仏を神の本地とし、また神を仏の垂迹としたのである。こういつたわけで、日本の神で仏でないものは無い。

釈迦は努めて俗事のわずらいを絶った。しかしながら、親鸞は主張する、「かならずしも俗世間を離れねばならないことはないし、出家せねばならないということもない。妻子を持ち、臭気のある野菜を食べ酒を飲んだとしても、心さえ清浄であったならば、それがすなわち、仏教徒なのだ」と。だから、日本の民は半ば僧であるといえるのだ。

源空(法然)の浄土宗は、専ら弥陀の名号を唱えることをその実践としていた。日蓮の法華宗は専ら法華経の題目を唱えることをその根本としていた。彼らが口を揃えて言う事は、「口に念仏(唱題)を唱えれば、心で仏を信奉することになる。心で仏を信奉すれば、仏は必ずその法力を以って常に見守り、庇(かば)護(まも)って下さるのだ」と。その説くところは、通俗的で分かりやすく、行うことは容易であるから、信じて従うものが、ますます多くなった。そこで、日本国は仏の国と成ったのである。

王侯貴族の仏への皈依は、今は触れずにおくとして、僧侶で官職についているものはその制度にのっとってその職務に従事し、民間の愚鈍な僧や破戒僧や暖衣飽食を貪りとする者たちは、都市の中では、

どうかすると一万余千にも及ぶ。このようなことになったのは、おそらく中世以降に度牒の制度がなくなったからであろう。

【割注】度牒の制度は養老四年(七二〇)に始まる。律令ではこれを度縁という。この制度が廃れたのは、何時の頃からかははっきりしないが、現在、京都の東福寺に正和二年(一一三三)の度牒が残っており、駿河の久能山に承久元年(一一二九)の度牒が残っている。

そういう訳で、心卑しく愚かな民はたいそう欲深いので、地獄道、餓鬼道、畜生道といった悪道に落ちるような欲深い貪りに明け暮れたり、父、母、同胞、国の四恩を軽視して捨て去ったりしながらも、厚かましくも仏教徒と称する者も珍しくないのだ。彼らは、「仏教徒の粕であり、仏教を食い潰す鼠のようなものであって、仏教の戒律において許されざる者であり、国の法律においても捨てて省みられない者」である。

禅宗の支流に虚無僧と呼ばれる人々がいる。彼らは普化を宗祖としている。

【割注】『五灯会元』には次のようにある。「鎮州の普化和尚はどここの出身の人が分からない。盤山(唐僧盤山宝積)に師事して、親しく奥義を授かったが、狂人の振りをして、言うことは取り留めがなかった。盤山が亡くなると、華北に行つて修行や教化を行った。あるときは市街において、あるときは墓地において、鐺鈴をふつて言う『(相手が)明頭(差別)で来れば明頭で應對し、暗頭(平等)で来れば暗頭で應對し、まざまな境涯で来れば、どのような境涯にもつむじ風のように素早く自由に應對し、無形・無相の境涯で来れば、続けざまの総否定(有無相對を超越した境地)で應對する。』と。

唐の咸通(咸通元年は八六〇年)の初めころ、「普化は」い

よいよ死期が迫るのを覚った。そこで街中に入って人に言うことには、『私に一着の直襦（僧衣）を下さい。』と。ある人は裕あゆまの上着を与え、ある人は、革衣を与えたが、どれも受け取らなかつた。臨済が人を遣わして棺を与えると、すぐに、これを買ひ受け、人々に別れの言葉を述べ、自ら棺を担いで、北門の外に出て、鐸鈴を振りつつ棺に入って亡くなった。街の人々が棺を開いて見ると、すでにその姿はなかつた。空中に、鐸鈴の音がして、それがだんだんと遠ざかっていくのがただ聞こえるだけであつた」と。

僧衣を身に着けず、首に袈裟や頭陀袋を掛け、深い庇いびの藺笠をかぶり、尺八を吹き、市中に入り「門付けをして」施しを受ける。その仲間は頗る粗野である。関西では京都の妙安寺に所属し、関東では江戸の一月寺に所属をする。然し経文を誦せず、戒法に従わず、剃髪をしない。従つて無頼の輩は多くこの教団に所属する。

仏教寺院にして京都にあるものは五三九区、それらが全国の寺院を統括している。禅宗は一九、三〇八ヶ寺、真言密教は一、一〇〇ヶ寺、時宗は六七、一〇〇ヶ寺、浄土宗は一四二、〇〇〇ヶ寺、融通念仏宗は一、五〇〇ヶ寺。浄土真宗の内、西本願寺門徒は四五、〇〇〇ヶ寺、東本願寺門徒は八八、三九四ヶ寺、高田専修寺門徒は七、五二〇ヶ寺、日蓮宗は八三、〇二〇ヶ寺、合計四六四、九四二ヶ寺である。仏教国と言つにふさわしい。

【割注】この寺の数は、万延元年（一八六〇）に徳川斉昭の奉った『防海疏』に拠る。明治維新以降は、頗る減少している。考えるに、北魏には二三、〇〇〇ヶ寺。唐の武宗即位して、仏教を廢し、大寺を破壊したものの四、六〇〇ヶ寺、中小の寺は四〇、〇〇〇ヶ寺。そうして、宋の景德年中（一〇〇四）一〇〇七、七、全国に二五、〇〇〇ヶ寺、元祐年間（一〇八六）一〇九

四）には三九、〇〇〇ヶ寺あつたということが孔平仲の著書『談苑』に見える。元の至元二十八年（一二九一）には天下の寺院は四二、三一八区あつたと、『続文献通考』に見える。しかし、これをもつてしても、日本の十分の一にも及ばないではないか。

僧徒の盛時には、上は公侯より下は庶民に至るまで、寺院を建てなければ人として認められなかつた。堂宇の高いこと、仏像の大きく立派なこと、工芸の巧みなこと、装飾品の佳麗なこと、人間業とおもえないものがあつた。また、七道諸國に命令を下して、寺院を建立させる費用に、それぞれその地方の正税をもつて充てた。これによつて、国の歳出の半分が費やされた。一ヶ寺で得度する者は年に三、四百人。僧尼の数は国民の半ばを超えた。（その僧の）多くは家に妻子を持ち、生臭ものを食らつた。甚だしき場合は、群衆をなして盗みをはたらき、密かに錢貨を偽造し、徒党を組んで相い交戦し、閑白の邸を侵し、太政大臣の邸に押し入つて、財物や莊園を奪い、その上、徒党を組んで天皇の御陵を暴き、宮殿に侵入して神輿をかすめ取ることもあつた。後宇多天皇の御代には、「皇宮に」押し入つて小門を壊し、御簾を切り、行事障子を破り（といつた狼藉をはたらき）、天皇が腰輿に御して内大臣の私邸に逃げ隠れられるという事態に至つた。（僧徒の）暴挙を行い、ほしいままに振る舞うことは、天下に未だかつてない有り様であつた。維新の後になると、仏教の勢力もやや衰え、僧徒の財産も多くは官に没収された。明治六年（一八七三）の法令によつて、僧徒は等しく肉食妻帯が許された。

山伏とは、思つて真言宗から分かれたもので、在家の奉仏者である。その始祖は役小角で、大和国葛城郡荊原の出身である。役行者とも役優婆塞とも称する。

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

【割注】『翻訳名義集』には、肇は「信士男を意味する。」とし、浄名疏は「清浄士とも善宿男ともいふ。在家でありながら五戒を守り、男女が同宿しない。それ故に善宿という。」とする、とある。

三十才頃に葛城山に入った。三十年の間、岩穴に住み、植物のつるで衣服を作り、木の実を食事とし、禁呪を身につけて鬼神を召し使うようになった。(日本) 国中の名山のほとんどすべてに足を踏み入れた。(ところが) かつて弟子だった外従五位下の位階を持つ韓国連広足が、小角の才能を嫌い、罪を偽って彼を訴えた。朝廷は官吏を派遣して捕らえようとしたが、小角は空に舞い上がって立ち去った。そこで(朝廷は) 小角の母を捕らえた。小角はやむをえず囚に就き、伊豆の島に配流された。

【割注】『続日本紀』では文武三年(六九九)五月のこととする。三年後に釈放されたが、その後、母とともに海の彼方に去ったといふ。

【割注】『元亨釈書』や『扶桑隱逸伝』に記事が見える。

今、各地の山岳修行の場で小角を祭っているが、とりわけ金峯山が最も盛んである。その教えを奉じる者は山伏とも修験とも呼ばれる。一寸ばかりの小さな冠を額の上にかぶり、

【割注】俗にこれを斗巾と呼ぶ。

髪を伸ばしたままで戒刀を腰につけ、鐙を振って法螺貝を鳴らす。春秋ごとに金峯山に入って修行し、戒律が極めて厳しい。その教えは真言宗を基本とするが、道教の言説も含んでいる。俗にいう解魔法師の類である。僧侶と同じような組織を持っており、すべての山伏は聖護院・三宝院のいずれかに属している。また次のような連中もいる。市の道端に店を設け、巫覡・卜筮・風鑑・相形・拆字など

の術をもって厄災や魔物を祓うと称し、財貨をかすめ取るような者で、大きな町にとりわけ多い。

外史氏は以下のように考える。昔、韓愈は(憲宗皇帝が宮中に) 仏舍利を迎え入れたのを諫めた廉で潮州に左遷された。その当時、函谷関の東と西には丹霞天然・圭峯宗密があり、黄河の北には趙州・從諗・臨濟義玄があり、長江の南には百丈懷海・潯山靈祐・葉山惟儼があり、南嶺山脈の南には靈山大顛がいた。彼らの師や友人はほぼ中国全土に広がり、みな世に優れた才知と修養で得た抜きん出た能力とによって後進を導き、それによって菩提達摩が伝えた教えに呼応(して教えを継承)したのである。韓愈が仏教を排斥したのは、仏教の極めて盛んな時だったから、「排仏は」非常に困難だった。しかし、韓愈が仏教を排斥してからは、彼の排仏論が人々の胸中に根付いたのである。いわゆる「その功績は(古代の聖王である) 禹と並び称されるものである」とは、このことである。以上の説は、私が陽湖の惲敬から聞いたものである。

私が考えるに、日本の僧侶は、そのうち各宗派を開基した者とはりわけ優れた人物が多い。日本は神道に拠って建国したから、神道を排斥して仏法を布教することは実行不可能な状況であった。そこで、最澄や空海は、仏を神道の中に推し入れ、神を仏教の中から引き出して(「神仏を習合し」、仏を体(本地)、神をその用(垂迹)として(「本地垂迹説を説き」、体と用とを一つの本源に由来させた。この説が「たび広まると、神仏を混淆させ、国中の神は仏でないものではなくなくなった。

「食欲と色欲とは本能である」(『孟子』)。人の本能を除き去ることも実情として実行しがたい。そこで、親鸞は、俗世間を離れず家を棄てず、妻子を養い、ネギ・ニラなど臭い野菜や酒を飲食し、「煩惱とは骸、清浄とは心である。仏法を学ぶとは心の有り様次第

であり、目に見える形には関係ない」と言った。この説がたび広まると、僧侶と俗人との区別が無くなり、國中の民に僧侶でないものはいなくなつた。

さて、源空（法然）の浄土宗や日蓮の法華宗は、ただ口に仏の名号（あるいは題目）を唱えさえすれば、仏教徒とみなす。「仏教はこのようにして」通俗になるにつれて益々手軽に、浅くなるにつれて益々身近に、修行しやすくなるにつれて益々人を仏教に耽溺させることになつた。日本と聖人の道（儒教）との関わりにおいては、周公・孔子が（仏教流布の）前に聖人の道を宣揚するようなことがなかつたうえに、加えて韓愈が後に仏教を排斥するようなこともなかつた。「だから」例の僧侶たちは自説を鼓吹して民衆を煽動した。彼らが日本を仏教国に変えてしまつたのも当然である。

宋人の排仏（の論説）は精密、それに対し韓愈のそれは粗雑である。しかるに僧侶たちが宋人を怖れずに韓愈を恨んだのは、韓愈の「僧侶の庵を焼き、仏典を焼け」という説が広まることによつて仏教が自然に絶えていつたからである。中国人の仏教教理の説明は精密、それに対して日本人のそれは粗雑である。しかるに中国仏教が日本仏教の隆盛に及ばないのは、「日本では」親鸞の「俗世間を離れず、家を棄てず」という説が広まることによつて人々が勝手気ままであるよつになつたからである。

さて、極楽地獄の説、因果応報の論には、愚か者は容易に惑わされるものだ。世の中には愚か者が多く優れた士大夫（知識人）は少ない。愚か者の尊信するところを知り、彼らの心向きに応じて導き、彼らの性質心情に逆らわずに手引きし、彼らの利益に合わせて説く（こつして自説）日本仏教の宗旨（は自然と広まらないわけがなかつたのである。「上記の」数人の僧侶は宗派こそ異なるが、日本の風俗に基づき人情に順応して布教した点ではみな同じである。聡明且

つ狡猾な者と言わねばならない。

最近、キリスト教が隆盛で五大大陸に勢力を広げている。その教えの説く「他人を遇すること、己に対するよつにせよ」は、我が儒教においては「儒教の」教理に近似しているだけにいつそ真理を乱すものである。しかし、その教えが中国に広まり、智慧を尽くし力を尽くしながらも、僅かに愚か者を誘い入れることができただけで士大夫を惑わせることはできなかった。思うに、その教え（キリスト教）は祖先と天神地祇との祭祀を絶対禁止としていながら、中国には聖明なる帝王が四千余年にわたつて代々受け継いできた祭礼があつたがゆえに、突然に中国の伝統を廃止しキリスト教に従わせよと思つても、趨勢として絶対に実行不可能であつたからである。ああ、キリスト教国の国勢は強く、信徒は多く、寺院は莊嚴、慈善活動の範囲は広く、その経済的および人的な力は極限がないと言える。ただわが国の祖先と天神地祇を祭祀する習俗があつたおかげで、互いに拮抗して流布するのを阻止できたのだ。思うに、なんと幸運ではないか。もしキリスト教に最澄・空海・親鸞がいたならば、彼らは我が国の風俗に従つて布教し、「その結果」どのような状態に至つたかわからない。

仏教はゾロアスター教（原文「祆教」）を攻撃して怪しい教え（魔）とし、ゾロアスター教も仏教を卑しい教え（陋）とした。およそ仏教の偶像崇拜や神通力の誇示、延いては殺生戒や出家に至るまで、ゾロアスター教と互いに拒絶し反発しあわぬものはない。だが現在のインドはゾロアスター教を信仰する者が十分の五を占めている。よつてキリスト教という一宗教が、仏教国に流布し仏教国の風俗を変え、「その国を」奪つて我が物としてしまふ、そんなことは意外に難しいことではないのだ。このことに思い及べば、危惧せずにはいられない。

『日本国志』礼俗志「仏教」訳注(下)

〔参考文献〕

- 『アジア歴史事典』(平凡社、一九七〇年)
- 『国史大辞典』(国史大辞典編集委員会編、吉川弘文館、一九七九～九七年)
- 『禅学大辞典、新版』(禅学大辞典編纂所編、大修館書店、一九八五年)
- 『総合仏教大辞典』(総合仏教大辞典編集委員会編、法蔵館、一九八七年)
- 『大漢和辞典』(諸橋轍次著、大修館書店、一九六〇年)
- 『日本史』(辞典)『日本史』(辞典)変種委員会編、山川出版社、一九九七年)
- 『日本思想史辞典』(子安宣邦監修、ベリカン社、二〇〇一年)
- 『日本歴史地名体系』(平凡社、一九七九～二〇〇五年)
- 『望月仏教大事典(増訂版)』(望月信亨編/塚本善隆(ほか)編、世界聖典刊行協会、一九五四～一九六三年)

俗拜爲法華宗亦相繼。宗門皆在鎌倉氏時指歸。雖各異其源。出於天台。至晚近支流餘裔不復止。此其倡爲宗教者。大概亦宗釋氏之說。惟日本最重神道。而最澄空海則謂日本某神卽某佛。菩薩化身。推佛於神。復援神於佛。於是日本之神無不佛矣。釋氏務絕俗累而親鸞則謂不必離俗。不必出家。但使蓄妻子茹葷酒。而此心清淨。卽爲佛徒。於是日本之民半爲僧矣。源空之淨土專以宣佛號爲事。日蓮之法華專以唱法華經題目爲宗。皆謂口念佛卽心奉佛。心奉佛必以其法力鑒臨而護庇之。其說皆卑邇易行。故信從愈眾。於是日本之國化爲佛國矣。王公貴戚之歸佛。姑不論也。僧人有官銜者。各法其法。職其職。民間啞羊鳥鼠之徒。規取飽食煖衣者。都會之間。動以萬數。蓋中世已降。無度牒之制。度牒始於養老四年。今謂之度緣。其廢不詳。自何時。今京師東福寺。南正和二年。度

日本国志卷三十一

三

三

釋教之徒者往往有之所謂釋氏之糟糠法王之社鼠肉戒所

不容國典所共棄也禪家之支流有虛無偈者以普化爲祖

會元曰鍾州普化和尚者不知何許人也師事盤山密受真訣

而伴狂出言無度暨盤山辭世乃於北地行化或城市或塚間

振一鐸曰明頭來明頭打暗頭來暗頭打四方人面來旋風打

虛空來連架打磨感通初將示滅乃入市謂人曰乞我一個

偈人或與被摸或與布菜皆不受隨濟令人送與一捨便受之

乃能教自擊拈出北門外振鐸入棺而逝鄆人揭棺視之已不

見惟聞空中身不著僧衣頸挂袈裟及方便囊戴深檐蘭笠吹

尺八笛登市門化米其徒頗蕃關西隸京師妙安寺關東隸江

戶一月寺然不誦經不戒行不翦落故無賴之徒多歸之佛寺

之在西京者五百三十九區統海內寺宇禪宗一萬九千三百

八密宗一萬一千一百一十遍教六萬七千一百源空教十四萬

二千融通派一千五百一向派本願門徒四萬五千東本願門

三

徒八萬八千三百九十四專修門徒七千五百二十日蓮教八
萬三千二十合共四十六萬四千九百四十二寺可謂佛國矣
此寺數據萬延元年德川齊昭所上防海疏維新以來頗有減
損考北魏一萬三千寺唐武宗即位廢浮屠法毀寺四千六百
招提館若四萬而宋景德中天下二萬五千寺元祐三萬九千
寺見孔平仲談苑元至元二十八年天下寺四萬二千三百
一十八區見續文獻通考然僧徒盛時上自公侯下至庶民不
尚不及日本十分之一也建寺塔不列人數堂宇之崇佛像之大工巧之妙莊嚴之奇有
如鬼斧神工又令七道諸國建寺各用其國正稅於是舉國之
費十分而五一寺度僧歲三四百人舉國之民禿首過其半多
家蓄妻子口啖腥膻甚至群聚爲盜竊鑄錢貨黨徒相攻敢劫
關白之第入太政大臣家掠財物及莊園且率徒黨發山陵入
宮殿劫神輿後宇多帝時至毀閭截簾破行事障子帝乃御腰
輿逃匿內大臣私第暴亂淫縱天下所未有也維新之後佛教

較衰僧徒田産多没入官明治六年下令僧徒均許食肉娶妻

山伏蓋出於真言家乃在家奉佛者其祖役小角大和葛城菰

原人或稱役行者又稱役優婆塞翻譯名義集曰優婆塞聲曰

清淨土亦云善宿男雖在居家士持五戒男女不同宿故云善宿壯人葛城山居巖穴三十年結

蘿爲衣拾果爲食能持禁咒役使鬼神凡國中名山大嶽足迹

殆遍外從五位下韓國連廣足嘗師事之後害其能誣奏之朝

遣吏收之小角騰空而去乃繫其母小角不得已就囚配伊豆

嶋續日本紀文武帝居三歲放還後奉母入海云見元亨釋書

傳今諸山多祠之而金峯山香火最熾奉其教者曰山伏或曰

修驗冠寸許小冠於額上俗謂之破髮踏戒刀振鐸鳴螺每春

秋入金峰山修法持戒極嚴其法本於真言而其說猶道家也

小說所謂解魔法師之類耳其官全同僧家皆隸聖護三寶二

府又有一等在肆市臨路設店挾巫覡卜筮風鑑相形拆字之術以禳災解魔賺錢財者都會之地最多

外史氏曰昔韓昌黎以諫迎佛骨貶潮州其時關東西則有丹霞然圭峯密河北則有趙州諡臨濟元江表則有百丈海瀉山祐藥山儼嶺外則有靈山巔其師友幾徧天下皆以超世之才智絕人之功力津梁後起以合於菩提達摩之傳當公之闢佛爲佛極盛時故極爲其難然自公之闢佛人人有公闢佛之說據於胸中所謂功不在禹下者此也是說也余聞之陽湖惲子居云余考日本之僧其倡爲宗教者尤多後傑日本以神建國排神說法勢所不行於是乎最澄空海推佛於神援神於佛以佛爲體以神爲用體用歸乎一源斯說一行而混糅神佛舉國之神無不佛矣食色性也拂人之性亦勢所難行於是乎親鸞

不離俗不出家蓄妻子茹葷酒謂煩惱者骸而清淨者心學佛
在心而不在迹斯說一行而道俗無別舉國之民無不僧矣若
夫源空之滌上日蓮之法華第以口唱佛號卽爲佛徒愈卑愈
簡愈淺愈近愈易修而愈溺人日本之於道旣無周公孔子倡
明之於前又無昌黎力闢之於後彼僧徒者鼓其說以煽動羣
倫其化日本爲佛國亦無足怪也宋人之闢佛也精昌黎之闢
佛也粗然僧徒不畏宋人而恨昌黎則以昌黎焚其廬火其書
之說行而佛教自絕也中國之說佛也精日本之說佛也粗然
中國佛教不如日本之盛則以親鸞不離俗不出家之說行而
人人得以自便也夫天堂地獄之說因果報應之談愚夫愚婦
之所易惑天下愚夫婦多而賢士大夫少知愚夫婦之所敬信
迎其機而導之順其情而誘之因其利便而徇之而吾說自無

不行之數僧者其宗指不同而其因國俗順人情以施教則無
不同可不謂聰穎桀黠之士歟近日耶蘇教之盛徧於五洲其
所謂待人如己於吾儒之道彌近理而彌亂真者也然其教行
於中國竭智盡力僅能誘愚夫婦而不能惑士大夫蓋其教以
祀祖先奉神祇爲大禁以中國聖帝明王四千餘年世世相傳
之禮欲一旦廢已而從之勢固萬萬有所不能故也嗟夫以彼
國勢之強教徒之盛寺宇之莊嚴布施之廣大其財力可以無
所不至塵賴此祀祖先奉神祇之習得互相楛柱而梲之不行
謂非厚幸歟苟使彼教之徒有最澄空海親鸞其人者從吾俗
以行彼教吾未知其所底止也雖然佛教詆祆教爲魔祆教亦
以佛教爲陋凡佛教之崇偶像逞神通至於戒殺出家無不與
祆道相扞格相水火者而今之印度信祆道者居十之五是耶

蘇一教竟不難居佛之國變佛之俗而奪而有之矣念及此不禁爲之惴惴危懼也

氏族

神武東征都於橿原班功胙土於是有國造縣主之號子孫世守爲得姓之始國造之外各居其國掌國事諸之國有伴造諸部君長首直縣主之下有村主稻置等各以官爲姓其後置大

連大臣卽以臣姓爲大臣連姓爲大連皆世其官并令統領氏

族若大臣關官使大連統臣連二姓至推古帝時始制官位乃廢世官連臣伴造專爲姓稱矣泊天武帝十

三年詔定八等之姓曰真人曰朝臣曰宿禰曰忌寸曰道師曰

臣曰連曰稻置以牢籠姓氏所以明源委分貴賤使人知氏族

之所主紀傳謂之尸按尸主也詩召南誰其尸之又古者祭祀皆以尸以依神亦以爲祭主也今以真人朝臣之類爲

尸皆蓋以爲一族之主刑部親王姓氏錄曰源朝臣信弟妹凡八人宏仁五年各賜姓以信爲尸主其義可見又姓氏錄序名